

消費生活情報

かわらばん 53号



海老名市消費生活センター

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所 2 階

☎ 046-292-1000

受付時間 9:00~16:30 (月~金)

相談受付時間は、月~金 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、海老名市に在住・在勤の方を対象に相談を行っております。

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務（借金）などの相談をお受けしていますのでご利用ください。

食品工場における食の安全・安心の取組みについて

平成 29 年度第 10 回かながわ食の安全・安心基礎講座



牛乳工場の食の安全・安心の取組みについて学ぼう！

食品製造施設における衛生管理の手法についての話もあります。

お店に並ぶ牛乳ができるまでの様子を見学できます！



日時 ■平成 30 年 2 月 2 日(金) 13:30~16:00 (受付開始 13:00)

場所 ■雪印メグミルク(株)海老名工場 (海老名市中新田 5-26-1)

申し込み先

神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課食品衛生グループ

電話 045-210-4940 FAX 045-210-8864

【申込み方法】

電話またはファックスで講座名、氏名、住所、電話番号をお知らせ下さい。

また、パソコン、スマートフォンからの電子申請もご利用いただけます。

※お申込の際頂いた個人情報を他の目的で使用することはありません。

申込期間：平成 29 年 12 月 22 日(金)~平成 30 年 1 月 24 日(水)

★パソコンからの申請はこちら…

神奈川県 電子申請

検索

★携帯電話、スマートフォンからの申請はこちら…



★消費生活講座の予告★

平成 30 年 3 月 10 日(土)に雪印メグミルク(株)海老名工場の施設見学を行います。

詳しくは、2 月 1 日号の「広報えびな」・ホームページに掲載予定です。

ご参加、お待ちしております。



神奈川県

海老名市でも相談がふえています！

身近にこんなトラブルが！

かながわ消費生活

注意・警戒情報

訴訟

差押え

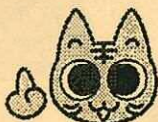
裁判に
なってしまうの！？
と思わせる！

はがきによる 架空請求に 注意しましょう！

事例

「民事訴訟管理センター」というところから「総合消費料金未納通知」というはがきを送られてきた。「訴訟」「差押え」などと怖いことが書かれている。全く身に覚えがないがどうすればよいか。

アドバイス



『あわてず、無視をして下さい！』

↓実際に送られているはがき

参考

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この通知書に送られたのは、貴方の未納された総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされた事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま訴訟進めなき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として毎月の差し押さえ及び不動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に実行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談にしましては当局にて受け廻っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護のため、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を待ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成23年〇月〇日

民事訴訟管理センター

〒302-5688

東京都千代田区九段南1-1-1

消費者相談窓口 03-1111-1111

受付時間 9:00~23:00

◆請求名目は「総合消費料金」といった漠然としたものになっており、いつ、どのようなサービスを受け、あるいは商品を購入したことによる請求であるかなど、具体的な請求根拠は一切記載されていません。

◆放置しても、そのまま民事訴訟に移行することはありません。

◆請求元に電話で問い合わせることは絶対にしないでください。心配であれば、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イ ヤ ヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

消費生活課 ニャン吉